

今年度から

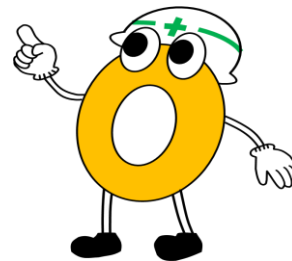
# 化学物質管理強調月間

がはじまります！

2025（令和7）年2月1日(土)～28日(金)

化学物質管理強調月間スローガン

**正しく理解 正しく管理**  
**化学物質と向き合おう**



誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

化学物質管理強調月間では、職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることを目的とし、業種・規模に関わらず、リスクアセスメント対象物を製造、取扱い等を行う全ての事業場において、化学物質管理者を選任し、化学物質を管理させる必要があり、化学物質管理の知見が十分でない第三次産業の事業場や中小零細事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させるため、実施されるものです。

## 対象事業場は？

- **小売業、社会福祉施設や旅館業などを含む全業種**です。
- 特に従来対策の中心であった製造業のみならず**第三次産業(商業、保健・衛生業、接客娯楽業等)や中小零細事業場を重点**として、化学物質管理を広く浸透させることを目的としています。
- **リスクアセスメント対象物(=ラベル表示・SDS交付義務が課された物質)を含む業務用洗剤等(ホームセンター等で提供されているものを含む)**を使用している場合も含まれます。



## 化学物質管理活動とは？

- 取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート（SDS）等による危険有害性等の確認
- 化学物質管理者の選任(全業種対象・令和6年4月1日から義務化)状況の確認
- **リスクアセスメントの実施**とその結果に基づくばく露濃度の低減措置 などの活動を行います。

## リスクアセスメントとは？なぜリスクアセスメントを実施するの？

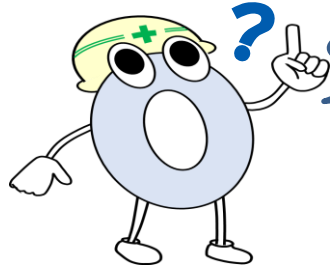
- リスクアセスメントとは、事業者及び労働者がその危険性や有害性を認識し、事業者が労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積り、**リスクの低減対策を検討すること**です。
- これにより、**化学物質の危険有害性によって起こりうる労働災害の未然防止に繋げることが**リスクアセスメントの目的になります
- **令和5年4月1日からリスクアセスメント結果等の保存が義務付けられました。(最低3年間)**

# リスクアセスメントはどのようにして実施すればいいの？

● リスクアセスメントは大きく次の5つのステップで実施します。

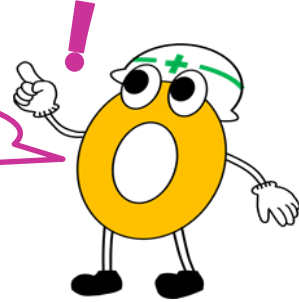
- 1. 化学物質などによる危険性または有害性の特定
  - 2. リスクの見積り
  - 3. リスク低減措置の内容の検討
  - 4. リスク低減措置の実施
  - 5. リスクアセスメント結果の労働者への周知
- 各ステップの概要については、パンフレット等で確認することができます

(パンフレット)  
労働災害を防止するため  
リスクアセスメントを実施しましょう



なんだか難しそう・・・

便利ツールがありますよ！



## 化学物質のリスクアセスメント実施支援

「職場の安全サイト」では化学物質の危険有害性に応じたリスクアセスメントを着実に実施するための情報等を提供しています。

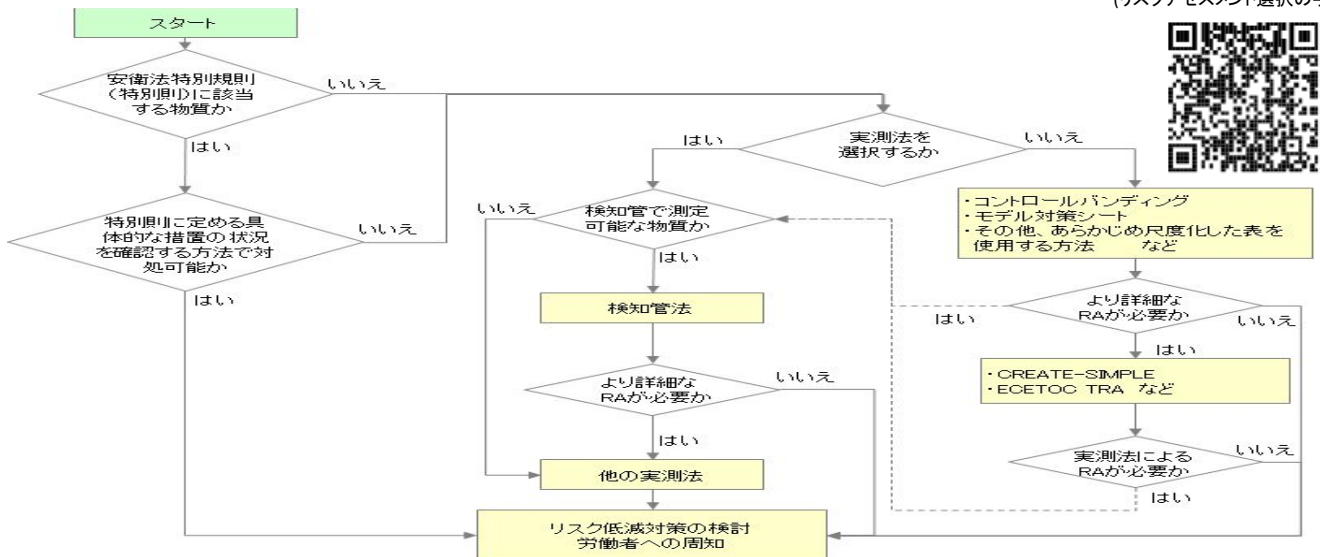
- 職場のあんぜんサイト(化学物質のリスクアセスメント実施支援)  
[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm#h2\\_2](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm#h2_2)



## どのようなリスクアセスメントの方法をとればいいのかわからない？

● 以下のフローを参考にしてください。

職場のあんぜんサイト  
(リスクアセスメント選択の手順)



ご不明点等ございましたら  
お気軽にお近くの労働基準監督署  
または労働局へご相談ください！

山形労働局健康安全課ホームページ  
<https://jsite.mhlw.go.jp/yamagata-roudoukyoku/kagakubussitu-gekkann-2024.html>

